

三川町障害者計画(第4期)

平成28年3月
三 川 町

はじめに

平成25年4月に施行された「障害者総合支援法」（「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律」）では、障害者が“基本的人権を享有する個人としての尊厳にふさわしい日常生活及び社会生活を営む”と表記されています。その内容は、障害者の定義に難病等を追加し、平成26年4月1日から、重度訪問介護の対象者の拡大、ケアホームのグループホームへの一元化が実施されるなど、「地域社会における共生の実現に向けて」が大きなテーマとなっています。この様に、障害福祉制度がますます複雑多岐にわたってきており、障害のある人に対するわかりやすい、きめ細かな対応が求められています。

本町における障害者福祉については、ノーマライゼーションの理念のもと、第3期障害者計画（平成23年度～平成27年度）の基本目標である「誰もが自分らしく安心して暮らせる地域社会の構築」をめざし、町民、事業所、行政との協働により、障害のある人一人ひとりの能力や適正、状況に応じた相談やサービスの提供に努めてまいりました。

このたびの「三川町障害者計画（第4期）」は、今後の障害者施策の基本的な方向を示すとともに、町民、事業所等が障害や障害のある人に対する理解を一層深めることにより、障害のある人が安心して、差別や虐待を受けることなく、誇りと生きがいを持って生活できる社会の実現をめざして策定したものであり、町民の皆様の一層のご理解とご協力をお願い申し上げます。

結びに、本計画の策定にあたり、ご協力を賜りました委員の皆様をはじめ、貴重なご意見、ご提言をいただきました町民の皆様、障害者団体等関係各位に深く感謝を申し上げます。

平成28年3月

三川町長 阿部 誠

目 次

| | |
|------------------------------|----|
| 第1章 障害者計画の概要 | |
| 1 計画策定の趣旨 | 1 |
| 2 計画の性格 | 3 |
| 3 計画の期間 | 3 |
| 4 計画の対象者 | 3 |
| 第2章 障害のある人等の状況 | |
| 1 人口及び世帯の状況 | 4 |
| 2 障害のある人の状況 | 6 |
| 3 身体障害のある人の状況 | 7 |
| 4 知的障害のある人の状況 | 9 |
| 5 精神障害のある人の状況 | 11 |
| 第3章 計画の基本的な考え方 | |
| 1 基本理念 | 13 |
| 2 計画の基本目標 | 13 |
| 3 計画の体系 | 14 |
| 第4章 障害福祉施策の基本目標及び重点目標 | |
| 1 安全・安心のまちづくり | |
| (1) 障害のある人に対する理解の普及啓発 | 15 |
| (2) 総合的な相談支援等の充実 | 17 |
| (3) 生活環境の整備 | 19 |
| (4) 緊急時・災害時等における安全の確保 | 21 |
| 2 障害のある人を支える福祉サービスの充実 | |
| (1) 障害福祉サービス等の充実 | 23 |
| (2) 保健・福祉の充実 | 25 |
| (3) 権利擁護・差別解消・虐待防止の推進 | 27 |
| 3 自立と社会参加の促進 | |
| (1) 療育の充実 | 28 |
| (2) 教育の充実 | 30 |
| (3) 雇用・就労の促進 | 31 |
| (4) スポーツ・レクリエーション活動等の促進 | 32 |
| (5) 障害者団体等への支援と連携強化 | 33 |

参考資料

| | |
|------------------------|----|
| 障害者団体等からの意見集約状況について | 35 |
| 三川町障害者計画・障害福祉計画委員会委員名簿 | 38 |

第1章 障害者計画の概要

1 計画策定の趣旨

平成25年4月にそれまでの「障害者自立支援法」が「障害者総合支援法（※1）」に改正され、これまで「障害者自立支援法」では「障害者及び障害児が自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、必要な障害福祉サービス（※2）に係る給付その他の支援を行う」とされていたものが、「障害者総合支援法」では「障害者及び障害児が基本的人権を享有する個人としての尊厳にふさわしい日常生活又は社会生活を営むことができるよう、必要な障害福祉サービスに係る給付、地域生活支援事業（※3）その他の支援を総合的に行う」とされることとなりました。さらに、「障害者総合支援法」が対象とする障害者の範囲に、これまで「制度の谷間」と言われていた難病（※4）の方々も新たに加えられ、障害福祉サービス等の対象となり、障害の種類が複雑化するとともに、その施策も広範になってきています。

国では、障害福祉施策を総合的かつ計画的に進めるために「障害者基本計画（第3次）」（平成25年度から29年度の5年間）を策定しています。また、平成24年10月に施行された「障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律」では、虐待や虐待が疑われる人を発見した場合の通報義務や養護者への支援について定められました。

さらに、平成25年には、すべての国民が障害の有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会を実現するため、障害を理由とする差別の解消を推進することを目的とした「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」が制定され、一部の附則を除き平成28年度から施行されます。

山形県においても平成26年3月に「第4次山形県障がい者計画」（平成26年度から30年度の5年間）を策定し、平成27年3月には、サービス・雇用・社会基盤分野の具体的サービスやその供給量（目標）を設定するため、「第4次山形県障がい福祉計画」（平成27年度から29年度の3年間）が策定されました。

本町では、平成27年3月に「三川町障害福祉計画（第4期）」（平成27年度から29年度の3年間）を策定し、障害者や障害児（以下「障害のある人」という。）の自立と社会参加の促進のため各種施策に取り組んできたところです。今後も障害のある人それぞれの状況やライフステージ（※5）に合わせた支援とともに、関係機関・団体等が連携しながら総合的かつ一体的な支援を行っていくことが望まれています。

本計画は、町民、事業者、関係機関・団体、行政が協働して総合的かつ計画的に障害福祉施策を進め、誰もが自分らしく安心して暮らせる地域社会の構築をめざし策定するものです。

※1 障害者総合支援法

正式には「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律」。平成24年6月制定、平成25年4月一部施行、平成26年4月全部施行された障害のある人に関する法律。障害者の定義に難病等を追加し、重度訪問介護の対象者の拡大、ケアホームのグループホームへの一元化などの実施を規定した。障害のある人が基本的人権を享有する個人としての尊厳にふさわしい日常生活又は社会生活を営むための支援を総合的に行うことを目的としている。

※2 障害福祉サービス

個々の障害のある人の障害程度や社会活動、介護者、住居等の状況をふまえて個別に市町村が支給決定できるもので、介護の支援を受ける場合には「介護給付」、自立訓練や就労支援等を受ける場合は「訓練等給付」に区分され、さらに訪問系サービス、日中活動系サービス、居住系サービス、自立支援医療がある。

※3 地域生活支援事業

障害のある人が、自立した日常生活または社会生活を営むことができるよう、地域の特性や本人の状況に応じ、柔軟な形態により計画的に実施される事業。この事業は、障害のある人の福祉の増進を図るとともに、すべての国民が相互に人格と個性を尊重し安心して暮らすことのできる地域社会の実現に寄与することをめざしている。主なものに、①理解促進研修・啓発事業、②自発的活動支援事業（障害のある人、その家族、地域住民などが地域において自発的に行う活動（災害対策、孤立防止活動、ボランティア活動など）の支援を行う）、③相談支援事業、④意思疎通支援事業（聴覚、言語機能、音声機能、視覚その他の障害のため、意思疎通を図ることに支障がある方のために、手話通訳者や要約筆記者の派遣、点訳、代筆、代読、音声訳による支援などを行う）、⑤日常生活用具給付等事業、⑥移動支援事業等がある。

※4 難病

治療方法が確立していない疾病その他の特殊の疾病であって、政令で定めるものによる障害の程度が厚生労働大臣が定める程度であるもの。平成27年7月時点で332疾病が対象となっている。

※5 ライフステージ

人間の一生における幼年期・児童期・青年期・壮年期・老年期などの年齢の区分による段階や、出生、入学、就職、結婚、子育てなどの節目となる出来事によって区分される生活環境の段階。

2 計画の性格

本計画は、本町における障害のある人に関する施策の基本計画として、障害者基本法（昭和45年法律第48号）第11条第3項の規定に基づく市町村障害者計画として、並びに、町づくりの基本的な方向を示した第3次三川町総合計画（平成23年度～平成32年度）にある「健康で安心して暮らせる地域社会の構築」の実現に向けて、さらに三川町地域福祉計画（平成24年度～平成28年度）の理念に基づき、障害のある人に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るために策定するものです。

なお、具体的なサービスやその目標量等については、障害者総合支援法に基づいて策定される「三川町障害福祉計画」（平成27年3月策定）で定めています。

3 計画の期間

三川町障害者計画（第4期）は、平成28年度から平成32年度までを計画期間とした5ヶ年計画とします。

4 計画の対象者

この計画の対象者は、障害者基本法第2条で定める「身体障害」「知的障害」「精神障害（発達障害を含む）」等の他、「高次脳機能障害（※6）」のある人、さらに「難病」認定者を基本としていますが、ノーマライゼーション（※7）の理念の普及を図り、障害のある人もない人も共に暮らし支えあう地域社会の実現をめざすためには社会全体で取り組む必要があることから、町民、町内の企業及び福祉関係団体、行政機関を対象とします。

※6 高次脳機能障害

交通事故や転落事故、スポーツ事故等によって脳に損傷を受け、あるいは脳血管疾患の後遺症として、さまざまな障害が生じ、これに起因して日常生活や社会生活への適応が困難となる障害をいう。

※7 ノーマライゼーション

障害のある人や高齢者など社会的に不利を受けやすい人々が、社会の中で他の人々と同じように生活し活動することが、社会の本来あるべき姿であるという考え方。

第2章 障害のある人等の状況

1 人口及び世帯の状況

(1) 人口構成と世帯数

(単位：人、世帯)

| | 総人口 | 男 | 女 | 世帯数 | 1世帯あたり人口 |
|-------|--------|-------|-------|-------|----------|
| 昭和30年 | 10,751 | 5,195 | 5,556 | 1,641 | 6.5 |
| 昭和35年 | 10,323 | 4,929 | 5,394 | 1,711 | 6.1 |
| 昭和40年 | 9,371 | 4,442 | 4,929 | 1,727 | 5.4 |
| 昭和45年 | 8,864 | 4,221 | 4,643 | 1,765 | 5.0 |
| 昭和50年 | 8,383 | 3,985 | 4,398 | 1,786 | 4.7 |
| 昭和55年 | 8,479 | 4,059 | 4,420 | 1,810 | 4.7 |
| 昭和60年 | 8,511 | 4,070 | 4,441 | 1,868 | 4.6 |
| 平成2年 | 8,263 | 3,997 | 4,266 | 1,883 | 4.4 |
| 平成7年 | 8,188 | 3,996 | 4,192 | 1,993 | 4.1 |
| 平成12年 | 7,879 | 3,824 | 4,055 | 1,988 | 4.0 |
| 平成17年 | 8,003 | 3,863 | 4,140 | 2,088 | 3.8 |
| 平成22年 | 7,731 | 3,716 | 4,015 | 2,140 | 3.6 |
| 平成27年 | 7,728 | 3,715 | 4,013 | 2,219 | 3.5 |

資料：国勢調査（各年10月1日現在）

※ただし、平成27年は山形県速報による
(H27.12.21)

国勢調査によると、本町の総人口は平成27年には7,728人となっており、平成17年には若干増加したものの、長期的に見ると減少傾向にあります。

また、世帯数については年々増加しているものの、1世帯あたり人口は平成27年には3.5人となっており、昭和30年に比べてほぼ半分まで減少し、核家族化が進んでいます。

(2) 年代別の人口

(単位：人)

| | 幼少年人口 (0～14歳) | 生産年齢人口 (15～64歳) | 高齢人口 (65歳以上) | 合計 |
|-------|------------------|--------------------|-----------------|-------|
| 平成7年 | 1,328 (16.2%) | 5,032 (61.5%) | 1,828 (22.3%) | 8,188 |
| 平成12年 | 1,176 (14.9%) | 4,659 (59.1%) | 2,044 (26.0%) | 7,879 |
| 平成17年 | 1,093 (13.7%) | 4,542 (56.7%) | 2,368 (29.6%) | 8,003 |
| 平成22年 | 1,000 (13.1%) | 4,441 (58.2%) | 2,195 (28.7%) | 7,636 |
| 平成27年 | 1,024 (13.5%) | 4,240 (56.0%) | 2,310 (30.5%) | 7,574 |

資料：国勢調査（各年10月1日現在）

※ただし、平成27年は住民基本台帳による

年代別に見ると幼少年人口は微増しているものの、生産年齢人口が減少し、高齢人口が増加しており、少子高齢化が確実に進行しています。

2 障害のある人の状況

<障害者手帳を所持している人>

(単位：人)

| | | 平成 23 年 3 月 31 日現在 | | | 平成 28 年 1 月 1 日現在 | | |
|----------|---------|--------------------|---------------|-----|-------------------|---------------|-----|
| | | 在宅者 | 施設 入所者 | 総 数 | 在宅者 | 施設 入所者 | 総 数 |
| 身体 障害 | 18 歳未満 | 10 | 0 | 10 | 7 | 0 | 7 |
| | 18～64 歳 | 343 | 3 (介護施設除く) | 346 | 65 | 4 (介護施設除く) | 69 |
| | 65 歳以上 | | | | 243 | 1 | 244 |
| | 計 | 353 | 3 | 356 | 315 | 5 | 320 |
| 知的 障害 | 18 歳未満 | 6 | 0 | 6 | 5 | 0 | 5 |
| | 18～64 歳 | 26 | 7 | 33 | 24 | 5 | 29 |
| | 65 歳以上 | | | | 0 | 2 | 2 |
| | 計 | 32 | 7 | 39 | 29 | 7 | 36 |
| 精神 障害 | 18 歳未満 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| | 18～64 歳 | 24 | 0 | 24 | 24 | 0 | 24 |
| | 65 歳以上 | | | | 5 | 0 | 5 |
| | 計 | 24 | 0 | 24 | 29 | 0 | 29 |
| 合 計 | 18 歳未満 | 16 | 0 | 16 | 12 | 0 | 12 |
| | 18～64 歳 | 393 | 10 | 403 | 113 | 9 | 122 |
| | 65 歳以上 | | | | 248 | 3 | 251 |
| | 計 | 409 | 13 | 419 | 373 | 12 | 385 |

※この表には重複する方もいることから延べ人数になります。

資料：健康福祉課福祉係

本町における障害者手帳を所持している人は、身体・知的の人数はやや減少し、精神の人数は若干増加しており、ほとんどの人が在宅で生活しています。また、身体障害・知的障害のある施設入所者は、全員 18 歳以上となっています。

3 身体障害のある人の状況

(1) 身体障害者手帳所持者数の推移

(単位：人)

| | 身体障害児 | 身体障害者 | 合計 | 全町民に占める身体障害のある人の割合 |
|----------------------|-------|-------|-----|--------------------|
| 平成 17 年度 | 12 | 339 | 351 | 4.39% |
| 平成 22 年度 | 10 | 346 | 356 | 4.60% |
| 平成 28 年 1 月 1 日現在 | 7 | 313 | 320 | 4.23% |

資料：健康福祉課福祉係（各年度 3 月 31 日現在）

(2) 障害種別・年代別の状況

(単位：人)

| | | 視覚 | 聴覚 | 音声言語 | 肢体 | 内部 | 合計 |
|---|---------|----|----|------|-----|----|-----|
| 平成 17 年度 | 18 歳未満 | 0 | 6 | 0 | 6 | 0 | 12 |
| | 18～64 歳 | 3 | 2 | 3 | 51 | 17 | 76 |
| | 65 歳以上 | 15 | 28 | 5 | 167 | 48 | 263 |
| | 計 | 18 | 36 | 8 | 224 | 65 | 351 |
| 平成 22 年度 | 18 歳未満 | 0 | 3 | 0 | 7 | 0 | 10 |
| | 18～64 歳 | 4 | 4 | 3 | 38 | 12 | 71 |
| | 65 歳以上 | 15 | 33 | 1 | 166 | 60 | 275 |
| | 計 | 19 | 40 | 4 | 211 | 72 | 356 |
| 平成 28 年 1 月 1 日 現 在 | 18 歳未満 | 0 | 3 | 0 | 4 | 0 | 7 |
| | 18～64 歳 | 2 | 5 | 2 | 47 | 13 | 69 |
| | 65 歳以上 | 14 | 27 | 2 | 135 | 66 | 244 |
| | 計 | 16 | 35 | 4 | 186 | 79 | 320 |

資料：健康福祉課福祉係（各年度 3 月 31 日現在）

(3) 障害等級別の推移

(単位：人)

| | 1級 | 2級 | 3級 | 4級 | 5級 | 6級 | 合計 |
|-----------------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|------|
| 平成22年度 | 74 | 69 | 63 | 77 | 37 | 36 | 356 |
| | 20.8% | 19.4% | 17.7% | 21.6% | 10.4% | 10.1% | 100% |
| 平成23年度 | 76 | 67 | 63 | 72 | 38 | 35 | 351 |
| | 21.7% | 19.1% | 17.9% | 20.5% | 10.8% | 10.0% | 100% |
| 平成24年度 | 79 | 66 | 63 | 73 | 35 | 39 | 355 |
| | 22.2% | 18.6% | 17.7% | 20.6% | 9.9% | 11.0% | 100% |
| 平成25年度 | 76 | 59 | 55 | 77 | 35 | 36 | 338 |
| | 22.5% | 17.5% | 16.3% | 22.8% | 10.4% | 10.5% | 100% |
| 平成28年 1月1日現在 | 107 | 30 | 42 | 70 | 37 | 34 | 320 |
| | 33.4% | 9.4% | 13.1% | 21.9% | 11.6% | 10.8% | 100% |

資料：福祉行政報告例（各年度3月31日現在）

町民全体に占める身体障害のある人の割合は、4%台で推移しているものの、わずかながら減少傾向にあります。

また、障害種別で見ると、肢体不自由が186人で全体の58.1%、ついで心臓や腎臓などの内部障害が79人で全体の24.7%を占めています。ここ10年間で内部障害が増えてきており、生活習慣病による心臓病、腎臓病などが要因の一つと考えられます。

4 知的障害のある人の状況

(1) 療育手帳所持者数の推移

(単位：人)

| | 知的障害児 | 知的障害者 | 合計 | 全町民に占める 知的障害のある 人の割合 |
|----------------------|-------|-------|----|----------------------------|
| 平成 17 年度 | 8 | 30 | 40 | 0.50% |
| 平成 22 年度 | 3 | 36 | 39 | 0.50% |
| 平成 28 年 1 月 1 日現在 | 5 | 31 | 36 | 0.48% |

資料：健康福祉課福祉係（各年度 3 月 31 日現在）

(2) 障害種別・年代別の状況

(単位：人)

| | | 療育 A | 療育 B | 計 |
|---|---------|------|------|----|
| 平成 17 年度 | 18 歳未満 | 4 | 4 | 8 |
| | 18～64 歳 | 9 | 21 | 30 |
| | 65 歳以上 | 0 | 2 | 2 |
| | 計 | 13 | 27 | 40 |
| 平成 22 年度 | 18 歳未満 | 3 | 0 | 3 |
| | 18～64 歳 | 11 | 20 | 33 |
| | 65 歳以上 | 3 | 2 | 5 |
| | 計 | 17 | 22 | 39 |
| 平成 28 年 1 月 1 日 現 在 | 18 歳未満 | 3 | 2 | 5 |
| | 18～64 歳 | 10 | 20 | 30 |
| | 65 歳以上 | 1 | 1 | 2 |
| | 計 | 14 | 22 | 36 |

資料：健康福祉課福祉係（各年度 3 月 31 日現在）

(3) 障害等級別の推移

(単位：人)

| | A (重度) | B (中度・軽度) | 合計 |
|----------------------|------------|------------|-----------|
| 平成 21 年度 | 16 (40.0%) | 24 (60.0%) | 40 (100%) |
| 平成 22 年度 | 17 (38.1%) | 22 (61.9%) | 39 (100%) |
| 平成 23 年度 | 15 (37.2%) | 21 (62.8%) | 36 (100%) |
| 平成 24 年度 | 15 (41.0%) | 20 (59.0%) | 35 (100%) |
| 平成 25 年度 | 14 (40.0%) | 22 (60.0%) | 36 (100%) |
| 平成 28 年 1 月 1 日現在 | 14 (38.9%) | 22 (61.1%) | 36 (100%) |

資料：健康福祉課福祉係（各年度 3 月 31 日現在）

本町の知的障害のある人については、35人～40人の間で推移しており、ほぼ横ばいの状況にあります。

5 精神障害のある人の状況

(1) 精神障害者保健福祉手帳所持者数の推移

(単位：人)

| | 1級 | 2級 | 3級 | 合計 | 全町民に占める 知的障害のある 人の割合 |
|-----------------|----|----|----|----|----------------------------|
| 平成17年度 | 3 | 14 | 2 | 19 | 0.24% |
| 平成22年度 | 6 | 16 | 2 | 24 | 0.31% |
| 平成28年 1月1日現在 | 5 | 16 | 8 | 29 | 0.38% |

資料：健康福祉課福祉係（各年度3月31日現在）

(2) 障害種別・年代別の状況

(単位：人)

| | | 1級 | 2級 | 3級 | 合計 |
|-----------------|--------|----|----|----|----|
| 平成17年度 | 18歳未満 | 0 | 1 | 0 | 1 |
| | 18～64歳 | 2 | 9 | 2 | 13 |
| | 65歳以上 | 1 | 4 | 0 | 5 |
| | 計 | 3 | 14 | 2 | 19 |
| 平成22年度 | 18歳未満 | 0 | 1 | 0 | 1 |
| | 18～64歳 | 4 | 11 | 2 | 17 |
| | 65歳以上 | 2 | 4 | 0 | 6 |
| | 計 | 6 | 16 | 2 | 24 |
| 平成28年 1月1日現在 | 18歳未満 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| | 18～64歳 | 4 | 13 | 6 | 23 |
| | 65歳以上 | 1 | 3 | 2 | 6 |
| | 計 | 5 | 16 | 8 | 29 |

資料：健康福祉課福祉係（各年度3月31日現在）

(3) 精神障害者保健福祉手帳所持者数の推移

(単位：人)

| | 1級 | 2級 | 3級 | 合計 |
|-------------|-----------|------------|-----------|-----------|
| 平成21年度 | 7 (31.8%) | 13 (59.1%) | 2 (9.1%) | 22 (100%) |
| 平成22年度 | 6 (25.0%) | 16 (66.7%) | 2 (8.3%) | 24 (100%) |
| 平成23年度 | 5 (19.2%) | 17 (65.4%) | 4 (15.4%) | 26 (100%) |
| 平成24年度 | 5 (19.2%) | 18 (69.2%) | 3 (11.6%) | 26 (100%) |
| 平成25年度 | 5 (18.5%) | 18 (66.7%) | 4 (14.8%) | 27 (100%) |
| 平成28年1月1日現在 | 5 (17.2%) | 16 (55.2%) | 8 (27.6%) | 29 (100%) |

資料：山形県精神保健福祉センター(各年度3月31日現在)
健康福祉課福祉係(平成28年1月1日現在)

本町の精神障害者保健福祉手帳所持者については、年々増加する傾向にあります。

第3章 計画の基本的な考え方

1 基本理念

誰もが安全・安心に、お互いの人格と個性を尊重し、共に支え合い、自立して自分らしく暮らせる地域社会の構築

障害のある人もない人も、誰もが安心して、お互いの人格と個性を尊重することにより、共生や自立ができ、自分らしく暮らせる地域社会の構築のため、障害のある人に対する相談支援体制や各種制度活用の利便性を高めるとともに、ノーマライゼーションの理念の普及とバリアフリー（※8）の推進などにより、自立と社会参加を一層促進します。

2 計画の基本目標

- (1) 安全・安心のまちづくり
- (2) 障害のある人を支える福祉サービスの充実
- (3) 自立と社会参加の促進

※8 バリアフリー

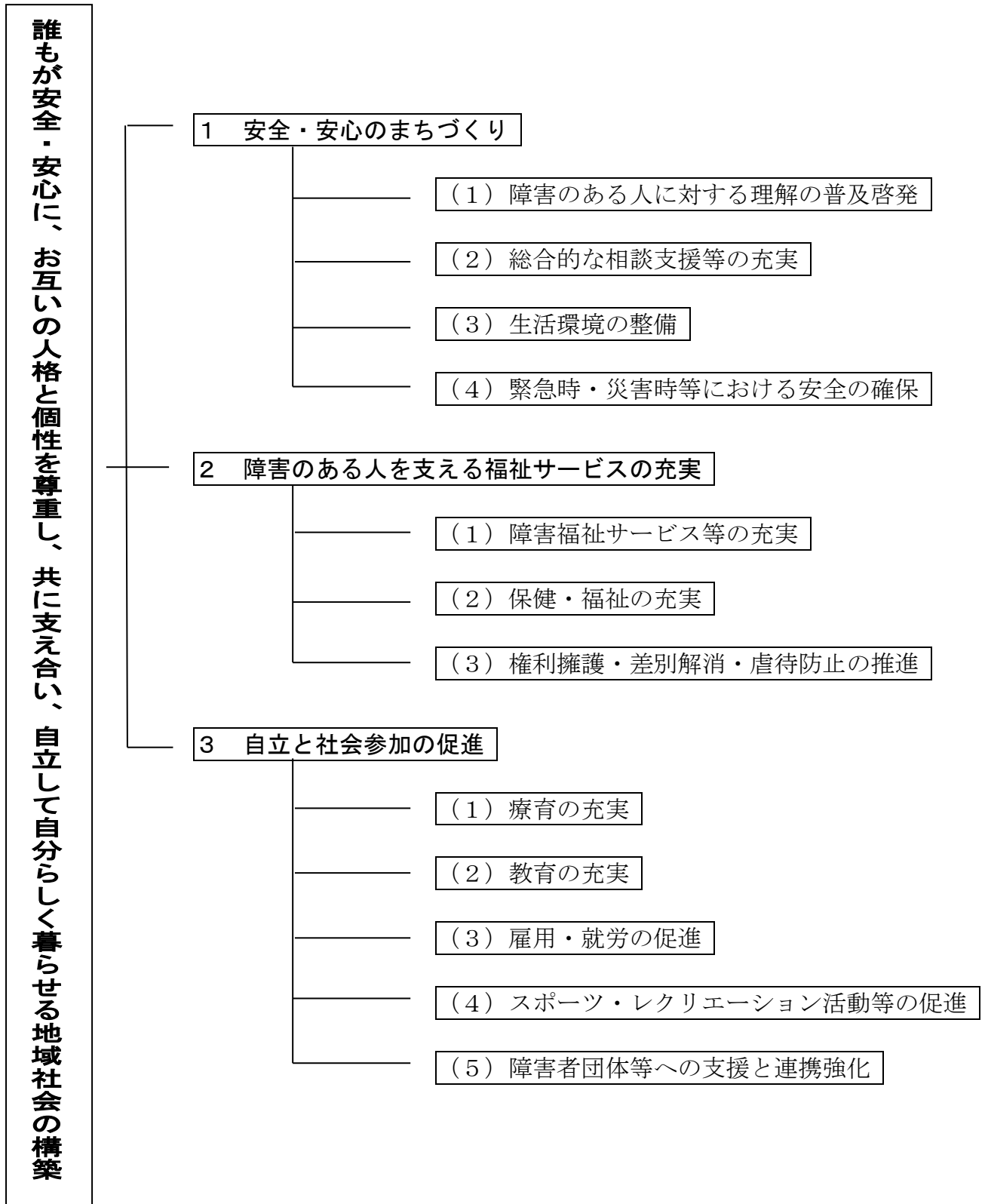
障害のある人が日常生活を送るうえでの「障壁(バリア)」を除去するという意味で、もともとは住宅建築用語として登場し、段差等の物理的障壁の除去という意味で用いられてきたが、近年は障害のある人の社会参加を困難にしている社会的、制度的、心理的な「障壁(バリア)」の除去という、より広い意味で用いられている。

3 計画の体系

《基本理念》

《基本目標》

《重点目標》



第4章 障害福祉施策の基本目標及び重点目標

《基本目標》

1 安全・安心のまちづくり

《重点目標》

- (1) 障害のある人に対する理解の普及啓発
- (2) 総合的な相談支援等の充実
- (3) 生活環境の整備
- (4) 緊急時・災害時等における安全の確保

(1) 障害のある人に対する理解の普及啓発

<現状と課題>

障害のある人が地域で安心して暮らせる社会を実現するためには、地域が障害や障害のある人に対する偏見・差別や虐待をなくし、町民や企業等がそれらを正しく理解することが不可欠です。

本町では、ノーマライゼーションの理念の普及を図り、障害のある人もない人も共に暮らし支えあう社会を実現するため、これまで町民等に対し広報・チラシを活用した啓発活動を行ってきました。

また、学校においては、特別支援学級（※9）と通常学級の児童・生徒による相互交流を通じて理解の醸成が図られております。今後はハンディキャップ体験（※10）等の福祉学習の場の提供により、思いやりの心や共生の意識の涵養を図ります。

このように、町や社会福祉協議会、学校や障害者団体等のさまざまな活動により、障害や障害のある人に対する理解は徐々に深まってきているところであり、この深まりをさらに進めるため今後も継続した啓発活動等を展開する必要があります。

※9 特別支援学級

旧学校教育法で規定されていた「特殊学級」が、学校教育法の改正により「特別支援学級」となったもの。障害の比較的軽い児童・生徒のために小・中学校に障害に応じ設置される少人数（上限8人）の学級で、知的障害、肢体不自由、身体病弱、弱視、難聴、言語障害、自閉症・情緒障害等の特別支援学級がある。本町では、横山小学校、東郷小学校、三川中学校に設置（平成27年度末時点）。

※10 ハンディキャップ体験

障害等による不利な条件（ハンディキャップ）を持った人の状況を疑似体験して、ハンディキャップのある人の置かれている状況や環境を理解し、障害に対する認識を深めるねらいで行われる体験活動のこと。

＜具体的な施策＞

①広報等による理解の普及啓発

○町や社会福祉協議会が発行する広報・チラシ、町ホームページの活用のほか、障害者団体等との連携により一層の普及啓発活動を推進します。

②研修会等での理解の普及啓発

○町や町内会、福祉関係団体等が主催する研修会や会議などあらゆる機会をとらえて普及啓発活動を推進します。

③学齢期からの理解の醸成

○小・中学校での特別支援学級と通常学級の児童・生徒間による相互交流を促進し理解の醸成を図ります。

○総合学習でのハンディキャップ体験等の積極的な取り組みを促し、福祉学習の拡充を図ります。

④交流の促進による理解の普及啓発

○障害のある人の外出支援や各種イベントの開催など、交流の機会の拡大を図ります。

○障害福祉サービス事業所や特別支援学校（鶴岡養護学校や酒田特別支援学校）等が行う地域交流事業などへの積極的な参加を町民等に呼びかけ、相互理解を深める取り組みを一層推進します。

(2) 総合的な相談支援等の充実

<現状と課題>

障害のある人を取り巻く環境が変化する中、本町では知的障害や精神障害のある人が一人暮らしであったり、また障害のある人と高齢者のみが生活する世帯が増えてきています。障害のある人の家族や親族からは「将来、介護している人が亡くなり、障害のある人本人が一人になってしまった場合のことを考えると不安は尽きない」との声が多く聞かれます。このように、障害のある人が地域で安心して生活するためには、障害のある人やその家族等が抱えるさまざまな不安、悩み、問題を取り除き、適正なサービスにつなげていくための相談支援を行っていくことが不可欠です。

本町では、民生児童委員による地域での見守りが行われ、支援が必要な方の把握とともに、その情報をもとにした適切な支援に努めています。

また、酒田市にある「サポートセンターあおぞら」と連携して障害のある人やその家族に対する相談支援を行うとともに、相談者の利便性を向上させるため三川町社会福祉協議会に相談支援業務を委託しています。

さらに、障害福祉の枠を越えて、介護保険制度の活用や養護老人ホームへの入所、生活保護制度、権利擁護(※11)制度などさまざまな支援が必要となる場合は、その都度、町や保健所、地域包括支援センターなどが連携して対応にあたり、今後も関係機関が連携して、障害のある人に対する的確な情報提供と総合的な相談支援を行っていく必要があります。

※11 権利擁護

認知症や知的障害、精神障害等により、判断能力が十分でない方に対して、福祉サービスの利用に関する相談や助言、各種手続きや支払い、財産管理等を手助けし、対象者の権利を守ること。

<具体的な施策>

①きめ細かな相談支援の推進

- 障害のある人一人ひとりに合ったきめ細かな支援ができるよう、町・保健所・医療機関・障害福祉サービス事業所等との一層の連携を図り、総合的かつ一体的な支援を推進します。
- 障害者手帳を受けられた方に対するパンフレット等を作成し、障害福祉制度やサービスなどの情報提供の充実を図ります。

②相談支援事業の充実

- 「サポートセンターあおぞら」と連携して開催する相談会や三川町社会福祉協議会に委託している相談支援事業について、広報等による周知のほか、障害者団体への一層のPRに努め、相談利用者の拡大を図ります。
- 教育機関、地域包括支援センター等各種相談機関との連携や情報交換、研修などにより相談員等関係職員の資質の向上に努め、相談支援の充実を図ります。

(3) 生活環境の整備

<現状と課題>

障害のある人が地域で快適に生活するためには、公共施設や道路等の安全性や利便性の向上が重要です。これらの整備に努めることは障害のある人だけでなく、子どもや高齢者など町民の誰もが生活しやすい環境づくりにつながります。

本町では、スーパーや公共施設において障害のある人や高齢者等専用の駐車スペースの設置が進んでいるほか、公共施設や事業所等においても玄関スロープやオストメイト（※12）用の設備を備えた身体障害者用トイレが設置されるなど障害のある人に配慮した生活環境の整備が進められてきています。また、幅の広い歩道の整備と併せて、近年は冬季間の歩道の除雪も行われるようになり、生活上の利便性の向上が図られてきています。

このように、年々公共施設や道路等のバリアフリー化が進められてきているなか、誰もが快適で生活しやすいユニバーサルデザイン（※13）の重要性の理解も進んできており、今後ともノーマライゼーションの理念に沿った環境整備の継続した取り組みが求められています。

※12 オストメイト

癌や事故などにより消化管や尿管が損なわれたため、腹部などに排泄のための開口部（ストーマ（人工肛門・人工膀胱））を造設した人のこと。単に人工肛門保有者・人工膀胱保有者とも呼ぶ。

※13 ユニバーサルデザイン

文化・言語・国籍、性別・年齢の違い、障害の有無や能力を問わず、すべての人にとって使いやすい形状や機能が配慮された造形・設計のこと。

<具体的な施策>

①障害のある人の視点に立った生活基盤の整備

- 歩道の整備や建物の段差解消、身体障害者用トイレの設置等、安全性や利便性に配慮した生活環境の整備を促進します。
- 冬季間における歩道の除雪対応や障害者駐車スペースの確保など交通弱者に配慮した環境整備を促進します。
- 福祉タクシーやデマンド交通、さらに各種交通費助成制度の充実を図るなど、障害のある人の交通手段の確保を図ります。

②事業者等への理解と協力の呼びかけ

- 民間事業者等に理解と協力を求め、建物等のバリアフリー化を促進します。

(4) 緊急時・災害時等における安全の確保

<現状と課題>

障害のある人が地域で安心して生活するためには、緊急時や災害時に備えた対策のほか、障害のある人が犯罪に巻き込まれないための防犯対策も必要です。

体調変調などの緊急時に備えた対策として、本町においても公共施設をはじめスーパーや事業所等でのAED(※14)の設置が進んでいます。また、町では一人暮らし高齢者等を対象にした「緊急通報システム」の貸与、住宅の段差解消や手すりの設置などに対する「住宅改修費」の給付などを行っています。

地震・風水害・火災などの災害時に備えた対策については、大規模災害発生時の福祉避難所の確保について、平成27年12月14日に社会福祉法人けやきと災害時における福祉避難所の指定等に関する協定書を締結しました。また、火災に備え町内全世帯に対して「住宅用火災警報器」設置の啓発を行ったほか、日常生活用具給付等事業による福祉サービスとして、在宅の障害者等に対し厚生労働大臣が定める日常生活上の便宜を図るための用具の給付及び貸与を行っています。

また、災害時の避難方法等については、町の地域防災計画をはじめとさまざまな計画が定められており、避難訓練等を通し、町民に対する計画の周知と、町・自主防災会・要援護者を含む町民との共通理解を図る活動が行われています。

防犯対策については、三川駐在所・民生児童委員等の協力により、障害のある人に対する地域での見守りと、町や社会福祉協議会による、障害のある人への不審電話への対応等の警戒が行われています。障害のある人が犯罪に巻き込まれないための防犯体制の確立とともに、防犯意識の普及、事件を未然に防ぐための地域での見守り体制の重要性について、町内会や自主防災会等の活動などにより、その認識も広がってきています。

このような取り組みは、障害のある人の安全で安心した生活を支える重要なものであり、今後も継続していくとともに、社会の変化に合わせた対応が求められています。

※14 AED

自動体外式除細動器のこと。心臓が細かくけいれんし、血液が送れなくなる重い不整脈(心室細動)を起こした人に取り付け、電気ショックを与えて心臓の動きを取り戻すための救命機器。

＜具体的な施策＞

①緊急時等に備えた安全の確保

- AEDの設置の拡充とともに、町民等に対するAED講習会の実施を促進します。
- 「緊急通報システム」を有効に活用し、一人暮らし高齢者世帯等の緊急通報体制の整備を推進します。
- 「住宅改修費」等福祉サービスの周知に努め、障害のある人の生活環境の改善を促進します。

②災害時に備えた支援体制の確立

- 社会福祉法人けやきとの災害時における福祉避難所の指定等に関する協定書に基づき、障害のある人の災害時の避難場所を確保します。
- 障害者団体等を通して「住宅用火災警報器」の設置を継続して促進します。
- 火災発生の感知や避難が困難な方のみの方の世帯に対する「火災警報器」「自動消火器」の給付の継続と、これまで給付件数の少なかった、重度の聴覚障害の方に対する「聴覚障害者用屋内信号装置」の給付、視覚障害者の方の世帯等に対し、火災発生の危険性を低減させる「電磁調理器」の給付、交通事故対策として、視覚障害2級以上の障害者及び学齢児以上の障害児に対して、「歩行時間延長信号機用小型送信機」の給付などの日常生活用具の給付事業の周知に努めます。
- 「三川町地域防災計画」や「要援護者避難支援プラン」をもとに災害時の情報伝達や避難誘導、避難方法等について、自主防災会・障害者団体等との連携により障害のある人に対する周知徹底を促進します。
- 障害のある人の避難支援を円滑に行うため、要援護者避難支援プランで定める個別計画（要援護者個人の情報を記録した台帳）の作成を促進します。
- 各自主防災会等の協力のもと、障害のある人の避難を想定した訓練や救急救命講習・応急手当講習等の実施を促進します。

③防犯対策の確立

- 事件の未然防止・再発防止を図るため、三川駐在所や民生児童委員、社会福祉協議会等との連携による地域での見守り・警戒活動を促進します。
- 防犯意識の高まりや不当な訪問販売等の被害の未然防止を図るため、警察署、消費生活センター、障害者団体等との連携による学習会等の開催を促進します。

《基本目標》

2 障害のある人を支える福祉サービスの充実

《重点目標》

- (1) 障害福祉サービス等の充実
- (2) 保健・福祉の充実
- (3) 権利擁護・差別解消・虐待防止の推進

(1) 障害福祉サービス等の充実

<現状と課題>

障害者福祉に関するサービスについては、大きく「障害福祉サービス」「地域生活支援事業」「在宅福祉サービス」に分けられます。本町においては、「障害福祉サービス」について、障害のある人の意向を尊重しながら生活実態や障害程度に合ったサービス提供を行っており、今後とも障害福祉サービス事業所などと連携して適切なサービスを提供していきます。

本町の障害のある人の多くは、近隣市町の事業所に通所しサービスを受けているのが実態であり、利用者からは交通上の面から、町内への障害福祉サービス事業所の設置を希望する声が寄せられています。現在、町内には、多機能型事業所はんどめいど糸蔵楽（就労継続支援B型・生活介護）と社会福祉法人けやき（居宅介護）、医療法人社団愛陽会によるハイツ平島（指定共同生活援助 平成23年5月開所）及び多機能型事業所じょんぶ（就労移行支援・就労継続支援B型 平成27年3月開所）の4つの事業所があるものの、まだ十分とは言えず、今後も引き続き事業所設置の促進・支援を行うなどその充実に努める必要があります。

「地域生活支援事業」については、「日常生活用具給付等事業」や「日中一時支援事業」などを行い、さらに「在宅福祉サービス」については、「おむつ支給事業」や「福祉タクシー事業」など介護の支援や外出を促す事業などを行っていますが、常に障害のある人やその家族のニーズに応えるサービス提供が求められています。

＜具体的な施策＞

①適切なサービスの提供

○障害福祉に関する各種サービスの適切な提供を行うため、障害のある人の意向・生活実態などをていねいに聞き取り、実態に即した支援を行います。

○現在行われている「おむつ支給事業」や「福祉タクシー事業」、「各種交通費助成事業」などにより、経済的・精神的負担の軽減を図り、在宅での生活を支援します。

②地域生活支援事業の充実

○町の事業として位置づけられている地域生活支援事業について、障害のある人の状況等に合わせ、「日常生活用具給付等事業」や「移動支援事業（※15）」等に取り組み、地域での生活を支援します。

③民間事業者の事業進出の促進

○障害のある人の地域での生活の安全と利便性を高めるため、障害福祉サービス事業所の誘致を促進します。

※15 移動支援事業

屋外での移動が困難な障害のある人に対する外出の支援を行い、地域における自立生活及び社会参加の促進を図るための事業。町に登録した事業所の訪問介護員等が移動の介助を行う。

(2) 保健・福祉の充実

<現状と課題>

本町においても脳血管疾患や糖尿病等の生活習慣病により、後天的に障害を持つようになった方が少なくなく、その予防活動は重要な取り組みとなっています。

また、人間関係やストレス等によりうつ病などの精神疾患を持つ方が増えてきていることは本町においても課題としてとらえており、自己の健康管理とともに自殺予防のための心のサポーター（ゲートキーパー）（※16）の養成など、地域・職場・家庭など社会全体で見守り・支援する体制づくりが求められています。

さらに、乳幼児に対しては、出生時からの生活習慣の確立と異常の早期発見を目的に、各種健康診査や健康教育、訪問指導などを実施していますが、今後も保育園・幼稚園や医療機関等と連携して、障害のある児童の早期発見とともに、早期療育（※17）につなげる取り組みが必要です。

障害のある人の健康診査については、大勢の人と一緒に健診を受けることに抵抗を感じるという意見もあることから、障害のある人に配慮した対応が求められます。

このように、障害の原因はさまざまですが、後天的な身体障害や精神障害は予防可能なものもあり、本町では健康診断等による病気の早期発見と、生活習慣病の予防や適切な療養につなげるための健康相談・健康教育などを引き続き行っていく必要があります。

※16 心のサポーター（ゲートキーパー）

うつや自殺の基本的な知識を有し、地域や職場において、相手の心身不調に気付き、必要に応じ専門相談機関につなぐ役割が期待される人材のこと。

※17 療育

発達障害の疑いのある児童が社会的に自立することを目的として行われる医療と保育。この言葉を初めて用いた高木憲次博士によると「療育とは、医療、訓練、教育、福祉など現代の科学を総動員して、その児童が持つ発達能力をできるだけ有効に育て上げ、自立に向かって育成することである。」としている。

＜具体的な施策＞

①生活習慣病の予防と疾病の早期発見等

- 各種健康診査や保健指導・健康教育等を通じて、生活習慣病の予防や疾病の早期発見に努め、脳梗塞や糖尿病等の障害につながる疾病の予防を促進します。

②健康的な生活習慣の実践に向けた啓発活動

- 「みかわマイチャレ事業」（三川町健康マイレージチャレンジ事業）（※18）により、生活習慣病の予防、介護予防、こころの健康とつながりを目指し、各自が楽しみながら実践する健康づくりを支援します。
- 町内会ミニ健康まつりや健康教室、訪問指導等のほか、広報等を活用しての保健情報の提供などにより、健康的な生活習慣の実践を促進します。

③こころの健康づくりの推進

- こころの健康づくりの重要性や、うつ病についての啓発に努め、町民自らの健康づくり活動を促進します。
- うつ病等の早期発見・早期対応を図るため、周囲の方の心身不調に気づき、相談機関につなぐ心のサポーター（ゲートキーパー）研修会の町内会単位での実施など、地域全体で見守り・支援する体制づくりを促進します。

④発達障害の疑いのある児童の把握とその家族に対する支援

- 乳幼児健診等により発達障害の疑いのある児童の早期発見に努め、関係機関と連携を図りながら家族に対する相談指導や情報提供など適切な支援を行います。

⑤健康診査時等の障害のある方への配慮

- 障害のある人の健康診査等については、その方々の意向に配慮した対応に努めます。

※18 「みかわマイチャレ事業」（三川町健康マイレージチャレンジ事業）

特定健診や各種がん検診の受診、健康づくりに関する教室やイベントへの参加で所定のポイントをためた方に、県内協賛店で優待サービスや特典が受けられるカードを交付する事業。

(3) 権利擁護・差別解消・虐待防止の推進

<現状と課題>

障害のある人が地域で生活していくためには、さまざまな場面での意思決定が必要となります。知的障害、精神障害等により判断能力が十分でない方々のための権利擁護制度があり、本町では三川町社会福祉協議会がその制度の周知と利用の支援を行っています。

まず、日常生活に必要な金銭の管理やサービス利用の手続きなどを手助けする「福祉サービス利用援助事業(※19)」について、現在2人が利用しています。また、「成年後見制度(※20)」は、現在のところ利用者はいない状況ですが、平成24年4月からは市町村が行う「地域生活支援事業」に位置づけられており、その制度の周知を図る必要があります。

また、すべての国民が障害の有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会を実現するため、障害を理由とする差別の解消や障害のある人に対する虐待の防止を推進するため、あらゆる機会をとらえ、広報・周知を行う必要があります。

<具体的な施策>

①権利擁護制度の周知

○障害のある人やその家族などが集まる機会を活用して、福祉サービス利用援助事業や成年後見等の権利擁護制度の周知を図ります。

○町や社会福祉協議会が発行する広報やチラシなどを活用し、権利擁護事業を広く町民に周知します。

②町、社会福祉協議会の連携

○権利擁護事業の適切な利用につながるよう、町、社会福祉協議会の連携の一層の充実を図ります。

③障害を理由とした差別の解消、障害者虐待の防止

○町や社会福祉協議会が発行する広報やチラシなどを活用し、障害を理由とした差別の解消、虐待や虐待が疑われる人を発見した場合の通報義務等を広く町民に周知します。

※19 福祉サービス利用援助事業

判断能力が十分ではないため自らの判断で適切なサービスを選べない人に対して、福祉サービスに関する情報提供や利用手続きを支援したり、金銭管理、債券関係書類の保管等自立した生活の支援を行うもの。本町では社会福祉協議会が実施。

※20 成年後見制度

財産管理等に関する公益保護を目的とし、判断能力が十分でない認知症高齢者や知的障害者、精神障害者が後見人等の支援を受けて契約やサービス利用を行う制度のこと。

《基本目標》

3 自立と社会参加の促進

《重点目標》

- (1) 療育の充実
- (2) 教育の充実
- (3) 雇用・就労の促進
- (4) スポーツ・レクリエーション活動等の促進
- (5) 障害者団体等への支援と連携強化

(1) 療育の充実

<現状と課題>

障害のある子ども一人ひとりの健やかな成長と発達を促すためには、乳幼児期での障害の早期発見が重要です。

本町では、町の乳幼児健診において発達障害の疑いのある児童の早期発見に努めているほか、みかわ保育園・幼稚園、いのこ保育園からの情報提供により対象児を把握し、保健師による保護者相談や早期療育の指導を行うなど、対象児や育児不安を抱える家族に対するサポートを行っています。今後も引き続ききめ細かな支援とともに、発達障害の疑いのある児童の療育・保育・教育を乳幼児期から学齢期まで一貫して支援する体制の構築、さらに、対象児の発達能力を最大限に引き出し、できる限り成長の幅を広げられる療育が求められています。

<具体的な施策>

①発達障害の疑いのある児童の把握と支援

- 保育園・幼稚園との連絡を強化して、発達障害の疑いのある児童の早期発見に努め、対象児及び家族への相談・指導・情報提供などの支援を行います。
- 言葉の発達の遅れのある児童については、「ことばの教室（※21）」による指導・訓練につなげます。

②専門機関や医療機関との連携強化

- 障害のある子ども一人ひとりにあった適切な療育を行っていくため専門機関や医療機関との連携を強化します。

※21 ことばの教室

ことばやコミュニケーションに問題があるために、本来持っている能力を十分に発揮することができず、学校生活や社会生活の参加に困難をきたすおそれのある子どもに、一人ひとりのニーズに応じて指導していく教育の場。また、この教室は訓練だけでなく、自分らしさや持っている力・良さを発揮できる子の育ちもねらいとしている。県が設置しているもので、本町では横山小学校に開設されている。

(2) 教育の充実

<現状と課題>

本町では、小・中学校に特別支援学級を設置し、個々の障害の程度や発達段階に応じた教育的ニーズに配慮し、きめ細かに対応する特別支援教育(※22)を実施しています。この学級では、身体障害や学習障害(LD)(※23)、注意欠陥多動性障害(ADHD)(※24)などの児童・生徒に対する教育相談や個別学習指導が行われています。また、より専門的な教育が必要と判断される児童・生徒については、特別支援学校(鶴岡養護学校や酒田特別支援学校)等への就学の助言・指導を行っています。

今後も障害のある児童・生徒の能力と可能性を最大限に伸ばしていくためのきめ細かな対応が必要であり、併せて保育園・幼稚園、小・中学校の連携など乳幼児期から学齢期まで一貫した教育の支援体制のさらなる強化が求められています。

<具体的な施策>

①特別支援教育等の充実

○障害のある児童・生徒一人ひとりの教育的ニーズに配慮したきめ細かな学習指導を行います。

○障害のある児童・生徒一人ひとりの障害状況を把握し、本人やその家族の意見を尊重しながら適切な就学指導を行います。

②教育支援のための関係機関の連携

○乳幼児期から学齢期まで一貫した教育の支援ができるよう、保育園・幼稚園、小・中学校、教育・福祉行政等が連携して支援体制の充実を図ります。

※22 特別支援教育

幼児・児童・生徒一人ひとりの教育ニーズに基づいて教育的対応を行うもの。対象となる障害としては、器質的障害(視覚障害、聴覚障害、運動機能障害、知的障害等)のほか、学習障害、注意欠陥多動性障害、高機能自閉症等がある。

※23 学習障害(LD)

基本的には全般的な知的発達に遅れはないが、話す、聞く、読む、書く、計算する又は推論する能力のうち、特定のものの習得と使用に著しい困難を示すさまざまな状態を指す。その原因としては、中枢神経に何らかの要因による機能不全があると推定される。

※24 注意欠陥多動性障害(ADHD)

年齢あるいは発達に不釣り合いな注意力、又は衝動性、多動性を特徴とする行動の障害で、社会的な活動や学業の機能に支障をきたすもの。また、7歳以前に現れ、その原因としては、中枢神経に何らかの要因による機能不全があると推定される。

(3) 雇用・就労の促進

<現状と課題>

障害のある人が社会の一員として自覚を持ち、将来にわたり自立した生活を送るためには、経済的基盤となる就労は重要な課題です。しかし、回復の兆候は見え始めたというものの、これまでの長期的な景気低迷という状況もあり、障害のある人の雇用・就労の場の確保は非常に難しいのが現状です。

そのような中、鶴岡高等養護学校には「現場実習支援の会」があり、生徒の現場実習、職場体験実習に協力するなど障害のある人の就労レベルの向上や職業人になるための学習の場を提供しているほか、多くの障害福祉サービス事業所でも職場体験実習に協力しています。また、近年、福祉的就労の場としての事業所も増加している状況にあります。

しかしながら、障害のある人個々のニーズや能力にあった就労の場としての受け皿はまだ十分とは言えず、さらなる充実が求められています。

障害者雇用の相談支援機関としては、県やハローワーク、酒田市にある障害者就業・生活支援センター「サポートセンターかでの」等があり、就業相談のほか、就労先の開拓と雇用の確保に努めていますが、関係機関の一層の充実と連携が求められています。

<具体的な施策>

①雇用機会の拡大と就労の支援

○障害のある人の雇用について、公共機関や民間事業所等の理解を求め、雇用の場の拡大に努めます。

○雇用を行う企業、県やハローワーク、障害者就業・生活支援センター「サポートセンターかでの」等の持つ雇用・就労情報の活用を促進します。

②就労に向けた職業訓練等の促進

○職業訓練や職業リハビリテーション(※25)の充実を国・県と連携して促進するとともに、就労を希望する障害のある人に対する情報提供を推進します。

○障害のある人の就労に向けての技術取得、能力の向上を図るため、職場体験実習等の協力事業所の拡充に努めます。

※25 職業リハビリテーション

障害を持っているが故に職業に就くことが困難になっていたり、就業を維持していくことが難しくなっている人に対して行う。職業を通じた社会参加と自己実現、経済的自立の機会をつくり出していく取り組みのこと。

(4) スポーツ・レクリエーション活動等の促進

<現状と課題>

障害のある人のスポーツ・レクリエーション活動や文化活動は、本人の社会参加という視点だけでなく、生活の質の向上を図り、ゆとりと潤いのある生活を送るために重要です。

本町では、障害の有無に関わらず、三川町公民館主催の生涯学習事業（町民講座やなの花大学、各種スポーツ大会など）や芸術文化活動、総合型地域スポーツクラブなどを通じて多くの町民が自主的活動に取り組んでいます。しかし、障害のある人がこれまで参加してきた、身体障害者福祉協会による「スポレク交流会」や「山形県障がい者スポーツ大会」、「庄内地区レクリエーションの集い」等については、参加者が減少している状況にあります。

多くの方が様々な大会やイベントに参加し、今後もスポーツ・レクリエーションや文化活動に親しむ機会の拡充を図り、障害のある人の「生きがづくり」「健康づくり」を促進していくことが求められています。

<具体的な施策>

①活動機会の拡充と支援

- 障害のある人が楽しめる、参加しやすいスポーツや文化の振興とともに、親しむ機会の拡充を図ります。
- 体育施設、文化施設のバリアフリー化を促進し、利用しやすい環境整備を促進します。

(5) 障害者団体等への支援と連携強化

<現状と課題>

本町には、身体障害者福祉協会をはじめとする各種障害者団体が結成されており、会員の抱える問題・課題等の解決に向けた取り組みとともに、研修会や交流・生きがいつくり事業などを実施しています。

これらの活動に対しては、町、社会福祉協議会等が団体の運営に対し事務的、財政的支援を行い、その活動の活発化を促しているものの、構成員の高齢化、新規加入会員の減少などの課題を抱えており、幅広い支援が求められています。

また、障害のある人の地域での生活を支える活動として、ボランティアの存在は重要であり、ボランティア連絡協議会との連携とともに、ボランティアに取り組む町民の増加と活動分野の拡大を促進し、障害のある人を地域全体で支える体制を強化する必要があります。

<具体的な施策>

①障害者団体等への支援

- 地域福祉活動の中核である社会福祉協議会と連携し、身体障害者福祉協会、手をつなぐ育成会、ドレミの会等障害者団体の自立に向けた広範な支援に努めます。
- 障害者団体等と連携し、福祉活動や交流事業の充実を図り、障害のある人の社会参加と生きがいつくりを促進します。
- 障害者団体等との連携による調査・研究を行い、より魅力ある組織づくりへの取り組みを促進します。
- 障害者団体、社会福祉協議会との連携により団体への加入の促進を図ります。

②ボランティア活動の促進

- 広報・チラシなどを活用して、障害に関するボランティア活動への理解を深めるとともに、活動の場を広く周知するなど社会福祉協議会と連携して、その活動を促進します。
- 各種福祉団体、小・中学校との連携により、ボランティアに関する学習機会の拡充を図ります。
- 社会福祉協議会、ボランティア連絡協議会、中学生・高校生ボランティアサークル「来夢来人」等と連携し、ボランティア活動の場の充実や手話等の講習会への参加を促進し、技術を持った人材の育成を図ります。

参 考 资 料

障害者団体等からの意見集約状況について

◎意見の集約方法

I. アンケート調査の実施

調査 平成27年11月1日現在

対象 町内在住者

- ・ 障害を持つ子どものいる家庭（ドレミの会）

回答者 7名（回収率 87.5%・送付者 8名）

- ・ 障害を持つ方

回答者 28名（回収率 66.7%・送付者 42名）

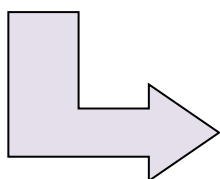
身体 15名（回収率 75.0%・送付者 20名）

精神 5名（回収率 50.0%・送付者 10名）

知的 8名（回収率 66.7%・送付者 12名）

合計

35名（回収率 70.0%・送付者 50名）



I. アンケート調査の実施 の内容

<障害を持つ子どものいる家庭>

- ・ 障害の区分及び程度
- ・ 通学先、通院先と移動距離等
- ・ 町に期待する障害者施策
- ・ 町の障害者施策への意見

<障害を持つ方（又はご家族）>

- ・ 現在の居住状況
- ・ 日中の活動状況
- ・ 外出時の移手段
- ・ 通院先と移動距離等
- ・ 町の相談支援事業所の認知度
- ・ 町に期待する障害者施策
- ・ 町の障害者施策への意見

Ⅲ. アンケート調査の実施の結果

<障害を持つ子どものいる家庭> 回答者7名（回収率 87.5%・送付者8名）

- 1 障害の区分 身体、知的
- 2 通学先 鶴岡養護4名、東郷小1名、三川中1名、無回答1名
- 3 通学手段 家族送迎5名、スクールバス1名、無回答1名
- 4 通院先 <※通院手段は全員家族送迎。通院なしは1名>

| 医療機関先 | 合計 | 月3回以上 | 月1回 | 月2回 | 2か月に1回 | 3か月に1回 |
|-------------|----|-------|-----|-----|--------|--------|
| 山形市(90 km) | 1名 | | 1 | | | |
| 鶴岡市(平均7 km) | 3名 | | 1 | 1 | 1 | |
| 酒田市(15 km) | 1名 | | | | | 1 |
| 庄内町(7 km) | 1名 | | | 1 | | |

5 町に期待する障害者施策（複数回答）

- ①障害福祉サービスの内容をもっと詳しく知りたい …………… 2名
- ②障害や障害者に対する住民の意識を変えるような施策をはっきりと打ち出してほしい …………… 0名
- ③ライフステージに合わせた子どもの将来像がイメージできないのでビジョンを見せてほしい …………… 3名
- ④家族が将来、介護スタッフとして活躍できるよう学習やボランティアの場、研修会・講演会などの情報を提供してほしい …………… 0名
- ⑤交通費の助成などの支援を期待する …………… 3名
- ⑥災害時の避難場所や支援体制を明らかにしてほしい …………… 3名
- ⑦道路や公共施設のバリアフリー化を積極的に進めてほしい …………… 1名

6 町の障害者施策への意見等（自由記載）

- ・高等学校（内陸）への送迎について。今後相談にのってもらいたい。
- ・障害者が保護者無き後も自立して生活できるよう練習等があれば良いと思います。グループホームとか考えられますが、町の方でも具体的な施策があればありがたいと思います。

<障害を持つ方(又はご家族)> 回答者28名（回収率 66.7%・送付者42名）

（身体15名、精神5名、知的8名）

- 1 現在の居住状況 住宅26名、アパート 1名、介護施設 1名
- 2 日中の活動状況 仕事 5名（新聞配達、自営業、団体職員、農業、作業員）、施設通所 7名（作業所月山2名、はんどめいど系蔵楽2名、ラブラドル、施設名不明2名）、何もしていない10名、その他2名（畑仕事、通院、）、無回答 4名
- 3 外出時の移動手段（※複数回答）
 - 自動車(自ら運転) 9名、自動車(家族運転) 16名、施設送迎 4名、
 - デマンドタクシー 4名、路線バス 3名、自転車2名

4 通院先 <※複数回答。通院なしは3名。無回答は1名>

| 医療機関先 | 合計 | 月3回以上 | 月1回 | 月2回 | 2か月に1回 | 3~4か月に1回 |
|----------------------|-----|-------|-----|-----|--------|----------|
| 山形市(90km) | 1名 | | | | | 1 |
| 新潟県 (新発田市 145 km) | 1名 | | | | | 1 |
| 鶴岡市(平均 9 km) | 14名 | 1 | 10 | 1 | 1 | 1 |
| 酒田市(平均 11 km) | 5名 | | 3 | | 1 | 1 |
| 庄内町(12 km) | 1名 | | 1 | | | |
| 三川町(平均 4 km) | 3名 | | 2 | | | 1 |

5 三川町社会福祉協議会で障害者相談を実施していること

知っている 11名、 知らない 15名、 無回答 2名

6 町に期待する障害者施策(※複数回答)

- ①障害や障害者に対する住民の意識を変えるような施策をはっきりと打ち出し出してほしい…………… 7名
- ②相談支援体制を充実させてほしい。もっと気軽に相談に行けるような環境を整えてほしい…………… 7名
- ③町独自に行う事業を充実させてほしい…………… 4名

- ・年金の相談。年金の仕組みが分からない。
- ・なの花荘等に、老後、楽に入れること。
- ・数人で生活できる家(グループホームとか)、親子で入所できるケアハウスなど。
- ・ショートステイのできる場所を作ってほしい。

- ④災害時の避難場所や支援体制を明らかにしてほしい…………… 3名

- ・難聴のため、一斉放送が聞こえない。足の障害で走ることができない。

- ⑤障害者が安心して働ける場を増やすよう努めてほしい…………… 7名
- ⑥道路や公共施設のバリアフリー化を積極的に進めてほしい…………… 3名
- ⑦その他

7 町に期待する施策

- ・タクシー券を月ごとではなく、1年間使えるようにしてほしい。多く使う時と、ほとんど使わないときがあるので。
- ・介護者の高齢化に伴い障害者介護はどうあれば良いか心配です。
- ・正座できないので困ります。正座の場所は困ります。
- ・公共施設のトイレの洋式化、町公民館の2回へのエレベーター設置。
- ・障害者の労働賃金を上げてほしい。
- ・町身体障害者福祉協会の会員が年々減少している。身体障害者が減少しているのか疑問。新規会員がいない状況である。
- ・障害者でも老後に介護が必要になった場合(自動車運転不適合)に老人介護施設に入居できるようにしてもらいたい。
- ・空き家などの利用を考えてほしい。

三川町障害者計画・障害福祉計画委員会委員名簿

任期 自 平成 26 年 4 月 1 日
至 平成 28 年 3 月 31 日

○委員

| 番号 | 役職 | 選出区分 | 氏名 | 所 属 |
|----|-------|-----------|--------|----------------------------------|
| 1 | 委員長 | 民生委員・児童委員 | 上野 千晶 | 民生児童委員協議会 |
| 2 | 委員長代理 | 福祉団体 | 高橋 すみ子 | 保健委員協議会 |
| 3 | 委員 | 福祉団体 | 山口 玲子 | ボランティア連絡協議会 |
| 4 | 〃 | 障害者団体 | 山口 常雄 | 身体障害者福祉協会 |
| 5 | 〃 | 障害者団体 | 木村 康雄 | 手をつなぐ育成会 |
| 6 | 〃 | 障害者団体 | 佐藤 美加 | ドレミの会 |
| 7 | 〃 | 福祉事業者等 | 飯野 美世枝 | NPO 法人はんどめいど糸蔵楽 (就労継続支援B型事業所) |
| 8 | 〃 | 福祉事業者等 | 本多 一明 | 社会福祉法人けやき (居宅介護事業所) |
| 9 | 〃 | 有識者 | 錦 織 靖 | 医療法人社団 愛陽会 三川病院 |
| 10 | 〃 | 町職員 | 石川 稔 | 総務課 |
| 11 | 〃 | 町職員 | 五十嵐 泉 | 建設環境課 |
| 12 | 〃 | 町職員 | 本間 明 | 教育委員会 |

○事務局

| 職 名 | 氏 名 |
|-------------|-------|
| 健康福祉課長 | 遠藤 淳士 |
| 社会福祉協議会事務局長 | 菅原 和子 |
| 健康係長 | 佐藤 潮 |
| 福祉主査兼係長 | 須藤 輝一 |
| 福祉係 主任 | 渡部 涼子 |

三川町障害者計画(第4期)

平成28年3月

編集 三川町健康福祉課

発行 三川町

〒997-1301

山形県東田川郡三川町大字横山字西田 85

TEL 0235-66-3111 (代)

0235-35-7030 (直)

FAX 0235-66-3139